

那覇市松山公園文化交流施設指定管理予定候補者審査要項

那覇市松山公園文化交流施設の管理を行わせるに最適な団体を指定管理者の予定候補者として選定するため、次のとおり審査方法を定める。

1. 審査機関 那覇市都市公園官民連携事業者選定等委員会

2. 選定基準

(1) 那覇市松山公園文化交流施設条例第14条第1項第1号から第3号に規定された次の事項を基に、必要事項を定めるものとする。

- ① 市民の平等な利用が確保できること。
- ② 事業計画書の内容が文化交流施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- ③ 事業計画書の内容に沿った文化交流施設の管理を安定して行う能力を有すること。

(2) 前項の規定による応募団体の評価は、提案された事業計画書等について実現性の観点から審査するものとする。

3. 審査方法

那覇市松山公園文化交流施設条例及び指定管理者制度に関する運用指針（平成22年7月30日市長決裁）に基づき、提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーションにより「那覇市松山公園文化交流施設指定管理予定候補者選定基準表」（別紙1）に基づき審査する。

4. 審査手順

(1) 委員ごとに「那覇市松山公園文化交流施設指定管理予定候補者選定基準表」（別紙1）に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者に選定する。また、順位を第1位とした委員の数が次に多い団体を次点候補者に選定する。

(2) 上記(1)において、順位を第1位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第2位とした委員の数が最も多い団体を指定管理予定候補者とする。

(3) 上記(2)において、順位を第2位とした委員の数が同数の団体が2者以上ある場合は、当該団体の順位を第1位とした委員の当該団体に係る採点の合計点が最も高い団体を指定管理予定候補者とする。

(4) 上記(1)から(3)においてなお、同点の場合は、各委員の合意をもって、申請内容の

総合評価を行い、指定管理予定候補者を選定する。

(5) 公募結果として応募が 1 団体の場合、審査を実施し各委員の合意でもって指定管理予定候補者とする。

(6) 上記(1)から(5)にかかわらず、委員全員の採点の合計点が 6 割に満たない場合は選外とする。

5. 選定審査対象外

次の要件に該当する場合は、審査の対象から除外する。

(1) 提出期限までに必要な書類が揃わなかったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 条例、規則その他市長が定めた事項に違反し、又は著しく逸脱したとき。

(4) 応募資格要件を満たしていない場合

(5) 募集要項に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

(6) その他不正行為があったとき。

那覇市松山公園文化交流施設指定管理予定候補者選定基準表

別紙 1

選定基準	審査項目	審査内容	配点 100 点	参考資料
基本的な考えと管理体制 20点	(1) 設置目的の理解、平等な利用を図るための考え方・方策及び管理体制	・松山公園文化交流施設の設置目的及び公の施設を理解した申請理由となっているか。 ・事業内容が特定の市民・団体等に対して、不当に利用を制限又は優遇するものではないか。	5	様式 5-1
	(2) 利用者の安全管理	・責任者及び管理体制が明確に示されているか。 ・施設の安全管理について示されているか。	5	様式 5-1
	(3) 職員の管理育成	施設が存在する久米地域（クニンダ）の文化や福州園の施設概要等に関して、職員の指導育成、研修体制は十分か。	5	様式 5-2
	(4) 危機管理	・個人情報保護のための適切な体制が示されているか。 ・事故、災害等に対する対応策は適切か。	5	様式 5-2
松山公園文化交流施設の効用の発揮と経費縮減 60点	(1) 運營業務	日常的な運営において、適切な人員を配置し、利用サービスの質の向上に取り組んでいるか。	15	様式 5-3
	(2) 維持管理業務	基本的な施設管理及び庭園管理において、適切な人員を配置し、観光施設としての美観を整える管理計画がなされているか。	20	様式 5-3
	(3) 自主事業による施設全体の魅力向上・地域連携、賑わい創出・集客	・日常的な施設活用において、創意工夫によるサービスを提供し、利用者及び地域に対する魅力向上を図る取り組みがなされているか。 (例：物販、広報、サークル…) ・ターゲットや収支を見据え、具体的かつ効果的なイベントなどの企画がなされているか。 (例：ライトアップのイベント…)	20	様式 5-4
	(4) 経費縮減	指定管理料の上限額と提案額の差額に、駐車場有料化の使用料として那覇市へ納付する金額(年間 780 万円以上)を加えた額	5	様式 5-5
団体の概要と管理運営能力 20点	安定的な運営が可能となる財政基盤	団体の財務状況の健全性及び文化交流施設を管理運営する財政能力を保有しているか。	10	様式 3 定款・財務諸表等
	公の施設の管理運営実績及び収支計画の内容、適格性、実現の可能性	・文化交流施設を良好に管理運営できる実績を有しているか。 ・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。	10	様式 4 様式 6 様式 7